

重要事項説明書

◎サービス提供責任者 担当者氏名
連絡先 089-925-0810

◎居宅支援の内容

提供するサービスの内容は、障害者総合支援法受給者証に記載された内容となります。

◎利用料について

- ・生活保護及び市町村民税非課税世帯は無料、課税世帯については、市町村民税所得割額によって定められた負担上限月額か、利用料の一割相当の額のいずれか低い方の額が利用者負担となります。
なお、課税状況の判断となる範囲は、本人及び配偶者です。
- ・利用料のお支払いが必要な方で、日中（午前8時から午後6時）を1とすると、夜間早朝（午前6時から午前8時、午後6時から午後10時）は、日中の1.25倍になります。深夜（午後10時から午前6時）は、日中の1.5倍となります。

◎キャンセル規定

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）089-925-0810
- 2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には出来るだけサービス利用の前日の営業時間内までにご連絡ください。
当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。
ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合、キャンセル料は不要です。
- 3) キャンセル料は、利用者負担の支払いにあわせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料	備考
利用日の前日まで	無料	
利用日の当日	キャンセルにより生じた報酬単価相当額	

1 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助……ご自分で食事が摂れない方の食事介助
- ・入浴介助……ご自宅の浴室での入浴介助
- ・清拭/洗髪・部分浴……入浴が無理な時の清潔保持を援助
- ・排泄介助……トイレ・ポータブルトイレ・オムツでの排泄を介助
- ・体位交換……床ずれ予防等のための寝返りを援助
- ・更衣介助……衣類の着脱を援助
- ・通院介助……通院の介助を援助（居宅介護で利用の場合）

- ・その他、直接身体に触れる介護を中心とします。
- (2) 同行援護（視覚障害の方）
 - ・通院・買物・行事参加等、外出に伴う情報提供。また、外出先での代読・代筆。
- 移動支援（身体・知的・精神障害・障害児の方）
 - ・通院・買物・行事参加等、外出に伴う移動介助。
- (3) 家事援助
 - ・買物……日常生活に必要な物品の買い物
 - ・調理……日常の炊事、食品の管理補完、配膳
 - ・掃除……居室の掃除、トイレ、浴室等の掃除、ゴミだし、整理整頓
 - ・洗濯……利用者の衣類、寝具等の洗濯、アイロンがけ、布団干し等
 - ・裁縫……衣類の補修
 - ・その他 身の回りの援助を行います。
- (4) 見守り
- (5) その他のサービス
 - 介護相談……介護方法の助言
 - 緊急対応……主治医への連絡、事故防止

2 利用料金

(1) 利用料

居宅介護サービスを利用する場合の料金は下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)をご利用月の翌々月27日までに、お支払いいただきます。

1. サービス利用料金	円
2. うち、介護給付費が給付される額	円
3. サービス利用にかかる利用者負担額(1-2)	円

- *給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。
- *身体介護、家事援助、同行援護等をそれぞれ組み合わせて利用もできます。
- *やむをえない事情で、かつ、利用者の同意を得て二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。
- *サービス提供中の交通費は利用者負担となります。
- *食事に同行する場合の食事料金は、1000円まではヘルパー負担となります。
それ以上に関しては、その都度実費をいただきます。

(2) 交通費

通常の実施地域をこえて行う買物代行等の居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

*実施地域をこえた地点より片道3km未満 200円

*実施地域をこえた地点より片道3km以上は、2km増すごとに100円ずつ負担増

その他 サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

1. ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
(家事援助として行う買物等にもともなう小額の金銭の取り扱いは可能です。)
2. ヘルパーは、障害者総合支援法制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務についてはサービス対象外となりますのでご了承ください。
3. ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
4. 利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者の自己負担になります。
5. サービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただいた場合には、ご提示くださいますようお願い致します。
6. ひめヘルプの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 ひめヘルプ事業部 高砂事務所

所在地 松山市高砂町2丁目3-3 梨々マンション 1F

○ 指定居宅支援の種類

- ・同行援護 事業所番号 3810100671
- ・身体障害者居宅介護 事業所番号 3810100671
- ・知的障害者居宅介護 事業所番号 3810100671
- ・児童居宅介護 事業所番号 3810100671
- ・精神障害者居宅介護 事業所番号 3810100671
- ・重度訪問介護 事業所番号 3810100671
- ・今治移動支援 事業所番号 3860200082

○ サービスを提供する地域

松山市（島しょ部は除く）東温市 伊予市 砥部町 今治市

(2) 事業所の職員体勢

		業務内容
管理者兼サービス提供責任者	介護福祉士（1名）	従業者と業務の管理等
サービス提供責任者	介護福祉士（4名）	利用の申し込みの調整、 従業者への技術指導 計画書作成
従業者	ヘルパー2級以上の修了者 ガイドヘルパー研修修了者	居宅介護サービスの提供

(3) 事業所営業時間帯

平日・土曜日 午前9時から午後6時まで

日 曜・祝祭日 休日

* 時間外でも緊急の場合は対応に応じます。

* 年末・年始等、法人が定める休日があります。

(4) 第三者評価の実施状況の有無： 無

<その他>

◎記録の複写 実費相当額

◎相談・要望・苦情等の窓口

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

居宅介護に関する相談・要望等は、担当のサービス提供責任者にお申し出下さい。

苦情相談窓口 所長 金村 厚司 電話番号 089-925-0810

松山市障害福祉課 電話番号 089-948-6719

愛媛県社会福祉協議会 愛媛県運営適正化委員会 電話番号 089-998-3477

◎虐待防止相談の窓口

虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障害者本人からの相談に関するご相談を以下の専用窓口で受け付けます。

虐待防止相談窓口 所長 金村 厚司 電話番号 089-925-0810

松山市障がい者虐待防止センター 電話番号 089-948-6849

<緊急時の対応方法>

サービスの提供中に容体の変化があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

病院等 病院名 連絡先

主治医

親族等 氏名 連絡先

氏名 連絡先

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

居宅支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面において重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 松山市紅葉町3番45号

事業者名 えひめ障害者ヘルパーセンター

代表者名 金村 厚司 印

事業所 所在地 松山市高砂町2丁目3-3 梨々マンション1F

名称 ひめヘルプ

説明者氏名

私は、契約書、本書面により、事業所から居宅支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印